

第5章 基本的な施策

5-1 施策の体系

	基本目標	基本施策	施策	
県民からの視点	I. 災害に強く、安全・快適に暮らせる住生活の実現	I-1. 災害に強く安全に暮らせる住まいづくり・まちづくり	①住宅・宅地の耐震化の促進 ②防犯性に配慮した住宅・住環境の整備 ③安全な住宅地の確保 ④危険箇所における住宅の移転誘導等 ⑤住まいと災害に関する住教育の推進 ⑥防災知識の普及や防災活動との連携 ⑦民間住宅を活用した応急的な住まいの確保	
		I-2. 健康で長生きできる住まいづくり・まちづくり	①高気密・高断熱住宅の普及促進 ②良好な温熱環境を備えた住宅の普及活動との連携 ③住宅・住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ④交流拠点等の整備による外出機会の拡大	
		I-3. 脱炭素社会を実現する住まいづくり・まちづくり	①住まいの省エネルギー化の推進 ②建設リサイクルの推進 ③高気密・高断熱住宅の普及促進 [I-2①を再掲(一部)] ④住宅の長寿命化 ⑤住宅の維持保全等活動組織との連携 ⑥地域産木材活用の促進及び連携	
	II. 若年・子育て世帯や高齢者等が安心して暮らせる住生活の実現	II-1. 若者・子育て世帯が安心して暮らせる環境整備	①若者・子育て世帯の公営住宅入居の支援 ②子育てしやすい住まい・居住環境の整備 ③多世代居住に対応する住まい・まちづくりの促進	
		II-2. 高齢者が安心して暮らせる環境整備	①高齢期に適した住み替え支援の充実 ②高齢者の早めの住宅改修の推進 ③低家賃の高齢者向け住宅の普及促進 ④地域包括ケアシステム構築への寄与	
		II-3. 住宅セーフティネットの構築と住生活の支援	①公的住宅等の適切な整備と維持管理 ②住宅確保要配慮者への居住支援の充実 ③長崎県居住支援協議会の運営 ④関連部局と連携した居住の継続又は住み替えの支援	
	住宅ストックからの視点	III. 良質な住宅ストックの形成と次世代への承継	III-1. 既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大	①民間事業者等と連携した既存住宅の活用・流通の促進 ②既存住宅の性能を向上するリフォームの促進
			III-2. 良質な住宅ストックの形成と住宅性能の確保	①次世代に引き継げる良質な住宅供給の促進 ②長期優良住宅の普及 ③インスペクションの普及・定着
			III-3. 適切な住情報の提供と相談体制の充実	①しごとや暮らしに関する住情報の提供 ②多様なニーズに応える相談体制の充実
III-4. 住まいの適切な維持管理（DXの活用推進）			①住宅履歴情報の蓄積や計画的な修繕等 ②マンションの適正管理と再生への支援	
IV. 急増する空き家の適正管理と利活用の推進		IV-1. 空き家の適切な維持管理の推進	①危険な空き家の除却の促進 ②空き家の発生や放置防止に向けた情報発信の充実化	
		IV-2. 空き家の利活用の推進	①既存住宅助成事業等との連携による空き家の利活用の推進 ②地域活性化等と連携した空き家の利活用の推進	

地域・産業からの視点	V. 長崎らしい魅力を実感できる地域の形成	V-1. 地域の魅力を実感できる移住や2地域居住（新たな日常への対応）の推進	①定住・2地域居住に対応する住宅情報提供の促進 ②移住者向け住宅の確保及び住宅情報提供の支援
		V-2. ながさきで暮らす魅力を反映した住まい・まちづくりの誘導	①市町住生活基本計画策定等の推進 ②歴史文化資源や環境を生かした住まいや街なみの形成
		V-3. 斜面住宅地等における居住環境整備	①斜面地の密集市街地における防災性向上・住環境改善の誘導
		V-4. 集約型都市づくりの推進	①街なか居住の促進・支援 ②駅周辺や中心市街地の活性化 ③立地適正化計画作成による居住誘導区域への立地誘導
	VI. 地域の住生活を支える産業の活性化・担い手の育成	VI-1. 県産木材の活用推進	①地域産木材活用の促進 [I-3⑥を再掲(一部)] ②公共建築物における地域産木材利用の促進
		VI-2. 住まいづくり・まちづくりの担い手の育成	①地域住民等による住まいづくり・まちづくりの担い手の育成 ②地元工務店等からなる住まいづくり・まちづくりの担い手の育成

5-2 施策内容

基本目標Ⅰ 災害に強く、安全・快適に暮らせる住生活の実現

基本施策Ⅰ-1. 災害に強く安全に暮らせる住まいづくり・まちづくり

① 住宅・宅地の耐震化の促進

本県では耐震改修促進法に基づく「長崎県耐震改修促進計画」及び「耐震・安心住まいづくり支援事業」により、住宅の耐震診断・耐震改修に関する情報提供や相談体制の整備、耐震診断・耐震改修費用の一部補助等の支援制度の展開など、住宅の耐震化に取り組みます。

宅地の安全対策については、地震に伴う「ゆれやすさマップ」や「液状化マップ」などの情報提供、危険性の周知及び安全性のチェック方法の紹介等を行うとともに、宅地の安全対策に関する相談事業の充実や専門業界団体の紹介を図ります。

② 防犯性に配慮した住宅・住環境の整備

防犯性に配慮した安全・安心な住まいづくり・まちづくりに向けて、外周柵や照明、防犯機器の設置等による防犯性の高い住宅の普及や、犯罪の発生しにくい公共空間整備等を促進し、合わせて防犯に対する意識の向上や活動実施等の取り組みを推進します。

③ 安全な住宅地の確保

長崎市や佐世保市における斜面地の密集市街地などでは、老朽住宅や狭い道路等が解消されず、高齢者等の居住継続や新規居住者の流入等が進まない要因となっています。このため、市町による密集市街地での老朽住宅除却や建替の促進、生活道路や広場等の基盤整備などを支援します。

④ 危険箇所における住宅の移転誘導等

近年の災害の頻発化を鑑みて自然災害に対する安全性の強化を図るため、がけ地に近接する危険住宅の移転促進策や、土砂災害特別警戒区域に立地する既存公営住宅における入居者の移転や住宅の除却、新築サービス付き高齢者向け住宅の土砂災害特別警戒区域外立地等を図ります。また、危険個所に居住する地域住民に向けて、警戒区域の周知や災害時の対応体制の見直し、避難訓練等の充実化を図ります。

⑤ 住まいと災害に関する住教育の推進

居住する地域における災害の危険性や防災対策等の認識や、住戸における事前の防災対策や被災時の住戸内での負傷防止対応等については、子どもも理解・行動できるよう、住教育の一部として周知を図ります。

⑥ 防災知識の普及や防災活動との連携

自治体による防災情報の提供や防災訓練等の活動と合わせて、生活に密着した防災知識の普及や地域での身近な防災対策の策定等を促します。

⑦民間住宅を活用した応急的な住まいの確保

被災後は、被災者向けの応急的な住宅となる既存民間賃貸住宅の空き住戸等を早急に借上げ、速やかに被災者へ供与することが重要です。このため、関係者間の協力事項や応急的に空き住戸を借上げる場合のルール等を関係者間で予め定めておき、緊急時に備えます。

また、発災後の被災者に対して、入居可能な公的住宅等に関する情報の提供や、建築士会等との連携による住宅相談窓口の設置、運営等を実施します。

基本施策 1-2. 健康で長生きできる住まいづくり・まちづくり

①高気密・高断熱住宅の普及促進

地元工務店等による気候風土に即した低コスト・高品質の住宅(長崎型住宅)として住宅の気密性能や断熱性能の向上のため、県内の住宅設計者や現場技術者を対象として、講習会等の開催により、設計・施工ノウハウの習得を促します。

②良好な温熱環境を備えた住宅の普及活動との連携

健康に資する住宅を普及するため、健康省エネ住宅づくりを目標に活動する県下の組織と連携し、県民への必要な情報の周知活動等を行います。

③住宅・住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

民間住宅では、持家に比べ借家の改善が進んでいないことから、借家オーナーに対する啓発や情報提供、相談体制など、バリアフリー改善の促進に向けた施策の充実を図ります。また、公営住宅においては順次バリアフリー化を進めていますが、市町営住宅におけるバリアフリー化率が県営に比べてやや低い状況です。このため、市町営住宅の公営住宅長寿命化計画等に基づく適切なバリアフリー化の推進を促します。

④交流拠点等の整備による外出機会の拡大

郊外住宅地の再生に向けた先導的な取り組みとして、公・民・学が連携したプラットフォーム形成をきっかけにUDC(アーバンデザインセンター)の設立を図り、まちづくりに取り組みます。また、地域の民間事業者やNPO法人、大学、行政等のプレーヤーが協力して、既存の空き家等を活用し、地域に開放されたスペースを有する高齢者向け住宅や高断熱モデルハウスの供給、生活支援サービスの提供、子育て世帯向け住宅や交流空間の整備、身近なモビリティの開発等を図ります。これらのまちづくりや交流拠点でのイベント開催等を進めることにより、地域の居住者が交流拠点等へ外出しやすい機会を拡大します。

基本施策 1-3. 脱炭素社会を実現する住まいづくり・まちづくり

①住まいの省エネルギー化の推進

新設住宅における省エネルギー性能の向上のため、LCCM住宅などの省エネルギー住宅の普及に向けた取組の充実化や省エネルギー設計・施工技術の普及等を図ります。

②建設リサイクルの推進

住宅の建替えや撤去により排出される建材資源等の建設リサイクルの推進及び建設廃棄物排出等の削減など、環境にやさしい建設リサイクルを推進します。

③高気密・高断熱住宅の普及促進 [I-2①を再掲(一部)]

地元工務店等による気候風土に即した低コスト・高品質の住宅(長崎型住宅)として住宅の気密性能や断熱性能の向上のため、県内の住宅設計者や現場技術者を対象として、講習会等の開催により、設計・施工ノウハウの習得を促します。

また、県民を対象に産官学が一体となって、長崎型住宅のブランド創出や、住宅の気密化・断熱化についての居住者の理解を深めるための情報提供等を推進します。

④住宅の長寿命化

気候風土に即した低コスト・高品質の住宅(長崎型住宅)となる住宅の長寿命化に向けて、住宅設計者や現場技術者に対する躯体性能向上技術等の参考となる情報提供等を推進します。

⑤住宅の維持保全等活動組織との連携

住宅の計画的な維持管理等の取り組みを広く普及するため、県内の民間組織による良質な住宅ストックの普及を目的とする取り組みとの連携を図ります。

⑥地域産木材活用の促進及び連携

森林吸収源対策と合わせた、間伐材を含む地域産木材(九州圏域で生産する木材)流通体制の充実化や地域産材活用住宅商品の開発、まちづくり総合住宅フェアなどの県民や住宅関連事業者に向けた住宅関連情報提供機会において住宅の地域産木材利用事例等の周知を図り、住宅の新築及びリフォーム等における地域産木材利用を促進します。

また、関係部署における県産木材利用に係る施策との連携を図ります。

基本目標Ⅱ 若年・子育て世帯や高齢者等が安心して暮らせる住生活の実現

基本施策Ⅱ-1. 若者・子育て世帯が安心して暮らせる環境整備

①若者・子育て世帯の公営住宅入居の支援

若年・子育て世帯の住宅確保を支援するため、公営住宅において特定目的住宅による若者・子育て世帯向け住宅の供給や子育て世帯向け住戸への優先入居を図ります。

②子育てしやすい住まい・居住環境の整備

安心して子育てができる持続可能な地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、既存住宅や空き社宅等のリフォームによる住宅の供給を、市町や空き家等所有者、不動産業者等と連携して支援します。併せて、関連部局と連携した県営住宅の建替えにあわせた地域子育て支援拠点の形成を図ります。

③多世代居住に対応する住まい・まちづくりの促進

子育て世帯が安心して子育てできるよう、職住近接・育住近接のために必要なリフォー

ムや住宅の取得等に対し、市町と連携して支援します。既存郊外住宅地においては子育て世帯等の転入による多世代型のまちづくりを目指し、官民の連携により中古住宅の流通を促すことなどにより、安心して子育てができる居住環境の整備を図ります。

基本施策Ⅱ-2. 高齢者が安心して暮らせる環境整備

① 高齢者に適した住み替え支援の充実

高齢者の住み替えニーズに応じて、関連部局や民間の関連団体等と連携し、高齢者に適した住み替え先の確保や空き家の売却や賃貸等への対応等に関する相談体制の充実を図ります。

② 高齢者の早めの住宅改修の推進

要介護となる前の早い段階で高齢期の住まいに対する準備や住まい方の選択を進めるため、県民向けや工務店等向けの高齢者向けのバリアフリー化や断熱化等の住宅改修等に関する情報周知等を促進します。

③ 低家賃の高齢者向け住宅の普及促進

既存住宅を活用して新設住宅よりも低廉な高齢者向け住宅の供給が進むよう、既存住宅の改修整備によるサービス付き高齢者向け住宅の供給やセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅）の供給等について制度の普及を図ります。

④ 地域包括ケアシステム構築への寄与

高齢者等が地域内のサービス付き高齢者向け住宅等へ住み替えることにより、住み慣れた地域での医療、介護や生活支援等のサービスを継続して受けられるよう、関連部局との連携による地域包括ケアシステムの構築に寄与します。

基本施策Ⅱ-3. 住宅セーフティネットの構築と住生活の支援

① 公的住宅等の適切な整備と維持管理

市町との連携により、一定の質が確保された公的賃貸住宅を適切に供給します。

② 住宅確保要配慮者への居住支援の充実

住宅を自力で確保しにくい低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て家庭、更生保護対象者、その他住宅の確保に特に配慮を必要な方等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、これら世帯に対し公的賃貸住宅に限らず、民間賃貸住宅も活用した居住支援の充実を図ります。特に、危険な住宅地に居住する方に対しては、安全な住宅地に立地する住宅への住み替えに向けた情報提供などを図ります。

③ 長崎県居住支援協議会の運営

関連部局、民間事業者、居住支援団体等からなる「長崎県居住支援協議会」において、民間賃貸住宅への入居支援や入居後の居住支援の充実に取り組みます。

④ 関連部局と連携した居住の継続又は住み替えの支援

関連部局や民間の関連団体等と連携し、住宅確保要配慮者が居住の場の継続や住み替え

先の確保を行うにあたり、見守り等の生活支援サービスの提供や賃貸契約の相談等が可能となるよう、支援体制や相談体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 良質な住宅ストックの形成と次世代への承継

基本施策Ⅲ-1. 既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大

①民間事業者等と連携した既存住宅の活用・流通の促進

民間事業者等との連携強化を図り、既存住宅の流通のための仕組みづくりを検討するとともに、住宅性能の見える化、既存住宅の活用・流通促進に取り組みます。また、既存住宅の家主や消費者に対しては、定期借家制度、DIY型活用の賃貸住宅等の既存住宅の取引に係る情報提供を行い、普及啓発を図ります。

②既存住宅の性能を向上するリフォームの促進

住宅を次の世代に継承していくには、消費者が住みたい、買いたいと思う魅力の向上を図る必要があります。既存住宅に対して住宅の品質や性能を向上させ住宅価値を高めるため、耐震性能、省エネルギー性、バリアフリー性などの住宅性能を向上するリフォームに関する情報提供・相談を、関係組織と連携して実施します。

基本施策Ⅲ-2. 良質な住宅ストックの形成と住宅性能の確保

①次世代に引き継げる良質な住宅供給の促進

県内の住宅供給事業者等と連携し、性能の優れた住宅の供給を促進します。

②長期優良住宅の普及

耐久性や耐震性の確保に加え、高齢者等への配慮、断熱性能等を備えた長期優良住宅の普及に向けた情報提供を図ります。

③インスペクションの普及・定着

県民が安心して既存住宅を売買できるように、宅建業者等と連携し、取引時におけるインスペクションの普及・啓発・定着を図ります。

基本施策Ⅲ-3. 適切な住情報の提供と相談体制の充実

①しごとや暮らしに関する住情報の提供

移住や住み替えに関する情報、高齢者向け住宅情報、子育てに適した住宅情報、住生活関連産業に関する情報、リフォームに関する情報、まちづくりやエリアマネジメントに関する情報、移住先の就業や居住環境等に関する情報の充実を図ります。

②多様なニーズに応える相談体制の充実

住宅の取得（確保）や改善、移住・住み替え等に伴う持家の処分や空き家の活用、市場流通化、適切な生活支援サービスの享受、住宅に関するトラブル、マンションの適切な管理など、住生活に係わる多様な相談ニーズに適切に対応するため、相談体制の充実・連携

を図ります。

基本施策Ⅲ-4. 住まいの適切な維持管理（DXの活用推進）

① 住宅履歴情報の蓄積や計画的な修繕等

住宅を長く使い続けその価値を高めるには、日常的な手入れや計画的な維持保全によって点検・補修等を行うことが重要です。また、住宅の工事履歴（新築、改修）情報を蓄積・共有化することが重要です。このため、住宅所有者に対し、デジタル化された住宅履歴情報の蓄積とともに履歴情報を活用した計画的な修繕等を促します。そして、住宅の所有から維持管理、さらに流通に至るDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することで、住宅の価値を高めるとともに円滑に住宅が流通する環境の形成を図ります。

② マンションの適正管理と再生への支援

多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱えるマンションに対し、管理組合による管理の適正化を図るため、市によるマンション管理適正化推進計画の作成や管理計画の認定、権利組合に向けた指導や助言等を促します。

基本目標Ⅳ 急増する空き家の適正管理と利活用の推進

基本施策Ⅳ-1. 空き家の適切な維持管理の推進

① 危険な空き家の除却の促進

防災・衛生・景観等の面で生活環境に悪影響を及ぼす特定空き家の解体・撤去を推進し、良好な居住環境の保全を図るため、空き家所有者等への指導や情報提供、除却費用補助等を行う市町との連携を図ります。特に、斜面住宅地における放置された老朽危険空き家の除却推進及びその後の土地の利活用を検討します。

② 空き家の発生や放置防止に向けた情報発信の充実化

空き家の増加を抑えるとともに相続登記義務化に関する法改正等の動向を踏まえ、県内の住宅所有者等に向けて、空き家化に伴う問題の把握や、空き家化や空き家放置化に対する相続登記をはじめ空き家の処分や活用、管理方法等に係る専門的な情報の把握を速やかにできるよう、空き家対策協議会等を通じて、空き家に関する情報発信を充実化します。

基本施策Ⅳ-2. 空き家の利活用の推進

① 既存住宅助成事業等との連携による空き家の利活用の推進

空き家の利活用を促すため、既存住宅改修や中古住宅取得に関する助成事業等の実施をはじめ、空き家の改修費補助等を行う市町との連携に努めます。また、空き家所有者等に向けて、空き家の価値把握につながるインスペクションをはじめ、空き家の活用・流通化に向けた既存住宅取引情報等、利活用に関する情報提供を図ります。

② 地域活性化等と連携した空き家の利活用の推進

地域活性化等に向けた地域居住人口増加や交流人口拡大等を図るため、市町や民間事業者等が行う地域の特徴的な景観を活かした居住や交流の場の形成として空き家の利活用が

進むよう、先導的な空き家活用事例の情報提供等を図ります。

基本目標Ⅴ 長崎らしさを実感できる豊かな居住環境の形成

基本施策Ⅴ-1. 地域の魅力を実感できる移住や2地域居住（新たな日常への対応）の推進

①定住・2地域居住に対応する住宅情報提供の促進

“新たな日常”に伴う意識の変化を好機ととらえて、地域の魅力を実感できる居住に因るため、地域への定住や2地域居住等に関する情報提供を、市町や関連団体と連携して促進します。また、長崎型住宅の市場への流通により、長崎の気候風土に即した良質な住宅で地域の魅力を楽しむ暮らしが容易となることから、地域における定住・2地域居住を促進します。

②移住者向け住宅の確保及び住宅情報提供の支援

地域での定住を後押しするため、地域の多様な住まい方を提供できる適切な住宅供給や住み替え支援、空き家の利活用、エコリフォームの促進、移住への啓発を図ります。特に、空き家の掘り起こしや非公表登録、移住希望者とのマッチング等の取組みによる空き家の活用、公営住宅空き住戸の移住希望者への賃貸等により移住を促進します。

また、移住を促進するため、地域の魅力的な島暮らしに関わる情報発信をするとともに、空き家の利活用型の移住を推進するほか、地域に溶け込むサポート体制を構築します。

特に、市町における移住促進の取組みや関連団体との連携等について、情報提供等を促進します。

基本施策Ⅴ-2.ながさきで暮らす魅力を反映した住まい・まちづくりの誘導

①市町住生活基本計画策定等の推進

多様な地域における県民のニーズにきめ細かく対応した住宅施策を、計画的かつ効率的に実施していく上で、市町の果たす役割は大きいことから、住生活基本計画を策定する市町に対する技術支援や情報提供、市町が進める施策に対する情報提供や連携などの支援を図ります。

②歴史文化資源や環境を生かした住まいや街なみの形成

本県の住まいが有する美しい海や山への眺望、産業や歴史の遺産、まちや集落の環境等を守り、次世代に引き継ぐため、地域の景観や環境に配慮した住まいや居住環境の形成に向けた市町の取り組みを促します。また、県、市町、関係団体等が住まいや居住環境のあり方を共有し、良質な住まいやセーフティネットを構築するため、取組の役割分担に関する検討・協議を進めるとともに、多世代が暮らし続けられる居住環境の形成を図ります。

基本施策Ⅴ-3.斜面住宅地等における居住環境整備

①斜面地の密集市街地における防災性向上・住環境改善の誘導

斜面地の密集市街地においては、老朽家屋の除却や建て替え等にあわせて市町が行う生活道路・公園・下水道等の基盤整備による防災性の向上・住環境改善を促します。

合わせて、防災面や住環境面で課題のある斜面地の住宅に居住する高齢世帯に対し、良好な住環境の住宅への住み替えを促します。

基本施策V-4.集約型都市づくりの推進

①街なか居住の促進・支援

市街地の生活利便性やコミュニティの維持・強化を図るため、街なかへの居住誘導が求められています。市町のコンパクトシティに向けたまちづくりと連携し、街なかの賑わい創出やコミュニティ再生に貢献する街なか居住の促進・支援に取り組みます。

②駅周辺や中心市街地の活性化

駅周辺や中心市街地等に公共施設等の生活機能を集積することによるコンパクトなまちづくりを進めるため、市街地再開発事業等による市街地再生の促進を図ります。

③立地適正化計画作成による居住誘導区域への立地誘導

各市町のコンパクトシティ形成により居住誘導区域内での住宅建設を進めるため、立地適正化計画未策定市町に対して、立地適正化計画の策定を促します。また、公営住宅はもとより、民間事業者が建設主体となる長期優良住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の公的な住宅の新設や建替においては、事業条件の設定や事前の事業者協議等により、居住誘導区域への立地を誘導します。

基本目標VI 地域の住生活を支える産業の活性化・担い手の育成

基本施策VI-1. 地域産木材の活用推進

①地域産木材活用の促進 [I-3⑥を再掲(一部)]

森林吸収源対策と合わせた、間伐材を含む地域産木材流通体制の充実化や地域産材活用住宅商品の開発、まちづくり総合住宅フェアなどの県民や住宅関連事業者に向けた住宅関連情報提供機会において住宅の地域産木材利用事例等の周知を図り、住宅の新築及びリフォーム等における地域産木材利用を促進します。

②公共建築物における地域産木材利用の促進

県内の公共建築物における地域産木材の利用が促進されていることから、これらの事例情報等を県民や住宅関連事業者に向けて提示し、住宅の地域産木材利用の検討に活用します。また、公営住宅整備等における地域産木材利用事例情報等についても、同様に住宅の地域産木材利用の検討に活用します。

基本施策VI-2.住まいづくり・まちづくりの担い手の育成

①地域住民等による住まいづくり・まちづくりの担い手の育成

地域での暮らしを良く知る地域住民等が、地域の住宅改修や建設等の経験を通じて地域に密着した住まいづくり・まちづくりの担い手となるよう、地域住民等がまちづくり活動団体や起業家をはじめ地域のコミュニティ活動団体等と連携して住まいづくりやまちづく

りについて考え、体験できる機会の拡充を図ります。

②地元工務店等からなる住まいづくり・まちづくりの担い手の育成

地域での経験が豊富な地元工務店等が主導して、地域の気候 風土に即した低コスト・高品質の住宅（長崎型住宅）の普及につながる設計・施工技術を習得することにより、地域の住まいづくり・まちづくりの担い手となる設計者・技術者の育成や技術力向上を図ります。